

# 成田市立久住小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立って行うものとする。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

- (注1) 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (注2) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (注3) 「心理的または物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な影響の他、金品のたかり、物品の隠匿、嫌なことの強要、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。
- (注4) 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- (注5) 「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童等の気持ちを重視することである。
- (注6) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ※ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童等の心情を重視して取り組むこと。
- ※ いじめは、被害児童等と加害児童等だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「観衆」や見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。
- ※ いじめは、児童同士だけの問題ではなく、教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で児童等を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。
- ※ いじめには、様々な態様があげられる。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう、いじめられた児童等の立場に立って対応すること。

## 【具体的ないじめの態様】

### （１）心理的苦痛

- ・冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる，パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる

### （２）物理的苦痛

- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ・金品をたかられる。

### （３）暴力的苦痛

- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。等

## 2 基本理念

- （１）いじめが，全ての児童等の人権及び名誉を著しく毀損するとともに，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく，その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを踏まえ，「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢と，いじめ問題に関する児童等の理解を深める。
- （２）「いじめはどの児童にも，どの学校でも起こり得るもので，誰もが被害者にも加害者にもなり得る」という危機意識を持ち，学校の内外を問わず決していじめが行われないようにする。また，いじめを看過してはならない。
- （３）学校は，学校の内外を問わずいじめが行われることなく，全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，いじめ防止のための対策を講じるものとする。また，全教職員は，全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等，いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については，児童の変化を観る目を養い，いじめの兆候を決して看過しないものとする。
- （４）「いじめられている児童の立場に立ち，児童の心の痛みを親身になって受け止め，最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で対応にあたる。

## 3 基本方針

- （１）全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに，「いじめゼロ」をいじめ防止のスローガンに掲げ，児童・教職員・保護者一丸となって，全力でいじめ防止に努めるものとする。
- （２）学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに，児童一人一人の自己有用感，自己存在感の涵養に努めるものとする。
- （３）児童の豊かな情操と道徳心を培うとともに，自他共に尊重する精神を養うために，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- （４）いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じるとともに，特にインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策については別に項目を設けるものとする。

#### 4 いじめ防止等の対策のための施策

##### (1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称 「いじめ防止対策委員会」

イ 役割

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- 学年・学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに関わる情報の収集、記録、共有を行う。
- いじめの疑いに関する情報があつた時には、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

ウ 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学級担任、教育相談担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

エ 活動内容

- ①いじめの早期発見に関すること。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童の理解を深めること。

オ 開催日

週1回（職員打ち合わせ後）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

##### (2) いじめの未然防止

ア 未然防止に資する取り組み

①道徳教育・体験活動を重視する

- ・「特別の教科道徳」の指導内容を重点化し、日頃から計画的に「思いやり」や「信頼」「友情」「生命尊重」等の内容を充実させる。資料は児童の発達の段階に応じて適切なものを剪定し、児童等の心に響く授業となるように工夫・改善を図る。

②教職員の人権意識の向上と多角的な児童生徒理解

- ・日々の教育活動の中で児童等に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど、人権意識の向上に努める。（人権週間の活用）
- ・児童等と接するときは、心に寄り添い、共感的な理解と共に多角的な児童理解に努める。

③規範意識の醸成

- ・学校生活を営む上で必要な規律については、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図る。その際、児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。
- ・他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を行う。（命を大切にするキャンペーン・人権週間の活用）

④自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

- ・授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに、「活躍の場面」や「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し、「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを積極的に推進する。

- ・生徒指導の機能を重視した「分かる授業」の展開（児童一人一人に「自己存在感」をもたせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）が自己有用感を高めるなど、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを意識して指導にあたる。

#### ⑤問題を解決する力の育成

- ・議論や討論をととして問題を解決する力を身に付け、いじめ問題を解消していくための自主的な活動に取り組ませる。

#### ⑥コミュニケーション能力の育成

- ・なかよし班活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行う。
- ・日々の授業をはじめとする学校生活あらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- ・児童たちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

#### ⑦情報モラル教育の充実

- ・各教科等の指導の中で、低学年から発達段階に応じて情報モラル教育を計画的に実施する。
- ・文部科学省から出されているリーフレットを配付し、携帯電話やスマートフォンの利用に関する危険性や利用に関しての家庭におけるルールづくり等について啓発を図る。

#### ⑧SOSの出し方教育の実施

- ・体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用して、児童が命の大切さを実感する教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処法を身につけることができるようにする。

### イ いじめ防止等の啓発活動

- ①道徳教育、命を大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム、人権週間の取り組み等を活用して、年間を通して計画的にいじめ防止の啓発活動を実施する。
- ②いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に情報提供する。

## (3) いじめの早期発見

### ア 定期的な調査と教育相談

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、日々の観察によって児童等が発する小さなサインをも逃さないようにする。また、児童に対して定期的な調査を実施する。

※記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示す。

○児童対象アンケート調査一年3回（5月・9月・1月）

○教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査一年3回（5月・9月・1月）

### イ 相談体制と相談窓口

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備を行う。

※面談等、児童と個別に接する中で、いじめを認知する時期、回数等を示すこと。

#### ①いじめ相談窓口の設置

○教頭、養護教諭、教務主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター

○相談箱の設置、活用、児童・保護者への周知

#### ②関係機関との連携、スクールカウンセラーの活用

## ウ 教職員の資質向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

### ① 児童の立場に立つ。

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。人権感覚を磨き、児童たちの言葉をきちんと受けとめ、児童たちの立場に立ち、児童たちを守るという姿勢が大切である。

### ② 児童たちを共感的に理解する。

集団の中で配慮を要する児童たちに気付き、児童たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを、敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

### ③ 早期発見のための手立て

- ・ 出欠席状況の把握をする。
- ・ 観点を明確にした日常的な観察を行う。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童たちの様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童たちとともに過ごす機会を積極的に設ける。

## エ インターネットを通して行われるいじめ対策

「インターネット上のいじめ」の早期発見のために、SNSやメールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者と連携する。また、SNSやインターネットの使い方に関しては、情報モラル教育等を通して、その利便性や危険性について指導を行い、家庭にも具体的な約束事を定めて使用する等の啓発を行う。

発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

## 5 いじめを認知した場合の対応

いじめの情報をキャッチした時点で、全職員に周知し、多方面から迅速・的確かつ組織的に対応する。

### (1) 報告連絡体制

#### いじめ発覚

- いじめが疑われる言動を目撃
- 日記等から気になる言葉を発見
- 相談箱やアンケートから発見
- 教育相談員等からの報告
- 保護者や地域からの訴え
- 当該児童からの訴え
- 周囲の児童からの訴え
- 教育委員会や相談機関からの報告

#### ①管理職等への報告

いじめ問題の対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがあるので、いじめの情報をキャッチした時点で、緊急事態の意識を持ち、些細なことでも速やかに管理職に報告する。



#### ②事実関係の正確な把握と調査

当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握する。重大事態の場合は質問票の使用等により調査を行う。

※ 事実確認は、被害者・加害者・関係児童生徒を個別に同時進行で行う。



#### ③いじめ防止対策委員会の開催

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭・教育相談担当・スクールカウンセラー等により「いじめ防止対策委員会」を開催し、学級担任が一人で抱えこむことのないよう、情報を共有した上で組織的に対応する。

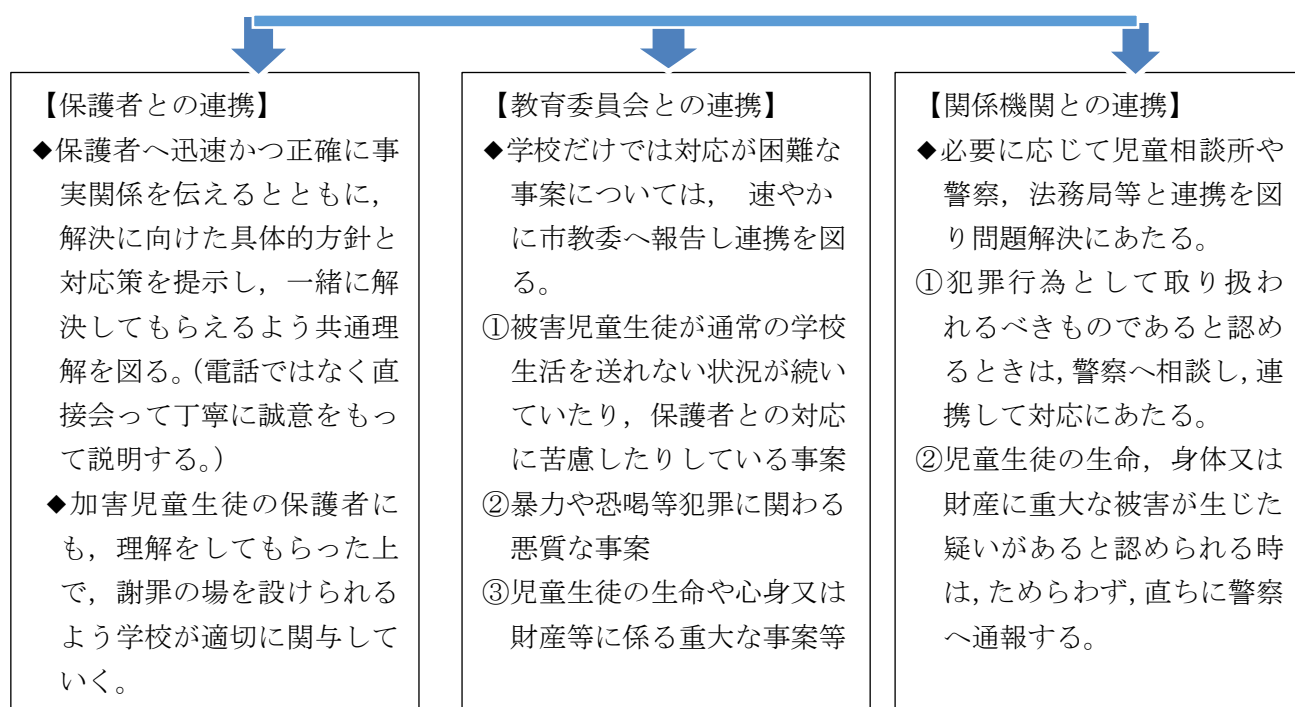


#### ④対応方針・対応策の決定

すぐに行うこと及び中・長期目標、指導方針等を明確にする。

- ・ 被害児童の保護、心のケア、学習の保証
- ・ 加害児童への指導、懲戒、措置
- ・ 学級や他の児童への指導
- ・ 被害児童保護者、加害児童保護者への情報提供（事実関係）
- ・ 関係機関との連携、警察等への通報・相談
- ・ 教育委員会への報告 等





## (2) 事実確認と報告

児童等、保護者やいじめ相談機関からいじめの通報を受けた時は、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無とその内容の確認を行うため、いじめ対策防止委員を招集し調査を行う。

## (3) いじめ被害者及び保護者への対応

ア 親身な対応と支援を行う。

- ・ 最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。
- ・ 最も信頼関係のある教職員（担任等）が対応する。
- ・ つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ・ 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・ 良い点を誉め、励まし、自信を与える。
- ・ 「あなたにも原因がある」、「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

イ 的確な学習支援を行う。

- ・ 教室に入れない場合は、別室登校や別室授業等を行い学習の機会の確保に努めるとともに、教室への受け入れが早期に行われるよう学級指導等を行う。
- ・ いじめを原因として、登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限に保証する。

ウ 心のケアを十分に行う。

- ・ 心理的ケアを十分に行う。(教育相談員、スクールカウンセラー、成田市教育センターの臨床心理士等の活用)

エ 被害児童等の保護者との信頼関係の構築を図る。

- ・ 保護者にいじめの事実を正確に伝える。
- ・ 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- ・ 学校としての解決に向けた具体的方針と対応策を説明する。
- ・ 指導に誤りがあった場合は、謝罪する。
- ・ 定期的に家庭と連絡をとり、学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を

行う。

#### (4) いじめ加害者及び保護者への対応

ア いじめの態様に応じた指導・支援を行う。

- ・ いじめの事実関係、背景、動機等をしっかり確認する。
- ・ 不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに、事実はしっかり認めさせる。
- ・ いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を諭す。
- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付かせ、自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- ・ 必要に応じて、いじめを行った児童等に対して、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

イ 心のケア

- ・ いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行い、今まで以上の関わりをもつように努める。

ウ 加害児童等の保護者に対して

- ・ 憶測で話をしない。
- ・ 問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ・ 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を十分理解しながら対応する。
- ・ 児童のよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- ・ 被害者への謝罪の意義、児童への対応方法等を保護者の意向を踏まえ助言する。
- ・ 教師と保護者が共に児童を育てるという姿勢を示し、児童の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

#### (5) 傍観者への指導

ア 当事者意識の高揚を図る。

- ・ 学級や学年等集団全体の問題として対応していく。また、いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・ いじめを周りではやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめ行為への荷担と同じであることに気付かせる。
- ・ いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友達を助けることであり、人間としての当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させ、いじめを知らせる勇気をもたせる。
- ・ いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気付かせる。

イ 共感的人間関係づくり

- ・ 豊かな人間関係づくり実践プログラムやソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態についての基準

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき  
[児童等が自殺を企図した場合等]



②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

[不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手]

③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

[重大事態が発生したものとしての報告・調査等]

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

## (2) 発生の調査報告

### ア 調査組織の招集

①発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長

②いじめ防止対策委員会の招集

### イ 事実関係を明確にするための調査と報告（事実の究明）

①いじめの状況、いじめのきっかけの聴取

②事実に基づく聴取

### ウ 保護者への情報提供

## (3) 調査結果を踏まえた必要な措置

### ア 関係機関との連携

①校長⇒教育委員会教育指導課

- ・緊急時には、臨機応変に対応する。
- ・教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

②必要に応じて警察等関係機関に迅速に通報する。

### イ 再発防止

①被害児童への保護・ケア

②加害児童への働きかけ

③保護者・地域との連携

## 7 いじめ問題解決後の取組

### 【継続的な支援及び再発防止】

- ・いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- ・解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。

## 8 自殺防止

自殺が現実になってしまう前に児童は必ず「助けて」という必死の叫びを発する。児童たちが発している救いを求める叫びに気づき、周囲との絆を回復することこそが、自殺予防につながる。一人で問題を抱え込まずに、周囲の同僚たち、児童の家庭、医療従事者などと協力してこの危機に向かい合うことが大切である。

### ＜自殺直前の5つのサイン＞

#### 1 突然の態度の変化

- ・友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。

- ・投げやりな態度が目立つ。
- ・身だしなみを気にしなくなる。

## 2 自殺をほのめかす

- ・「だれも自分のことを知らないところへ行きたい」
- ・「夜眠ったら、もう二度と目が覚めなければいい」等

## 3 別れの用意をする

- ・大切な持ち物を友人にあげる。
- ・長く借りていたものを返す。

## 4 適度に危険な行為に及ぶ

- ・事故を繰り返したり、重大な事故につながるような行動をたびたび起こしたりする。

## 5 自傷行為に及ぶ

- ・手首を浅く切る。
- ・薬を複数錠服用する。等

### <対応の原則（TALK）>

児童から「死にたい」と訴えられたり、自殺の危険の高まった児童に出会ったりしたときには、次のようなTALKの原則が求められる。

Tell : 言葉に出して心配していることを伝える。

Ask : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。

Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する。

Keep safe : 安全を確保する。

### <対応の留意点>

- 1 ひとりで抱え込まない → チームによる対応
- 2 急に児童との関係をきらない → 継続的な信頼関係を築く
- 3 「秘密にしてほしい」という児童への対応 → 保護者との連携 信頼関係の確立
- 4 手首自傷（リストカット）への対応 → 本人の苦しい気持ちを認めたうえでの関わり，医療機関との連携

## 9 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

### （1）公表

- ・学校便り，ホームページ等で，学校いじめ防止基本方針を公表する。

### （2）学校評価等

- ・年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い，これに基づいた対応を取る。
- ・年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者，児童，職員で評価する。

### （3）基本方針の見直し

- ・いじめに関する点検・評価に基づき，学校いじめ防止基本方針を見直す。

平成26年 2月28日策定

平成26年 5月 7日改訂

平成27年 4月30日改訂

平成28年 4月11日改訂

平成29年 6月 6日改訂

令和 元年 7月 1日改訂

|    |    |    |      |
|----|----|----|------|
| 令和 | 2年 | 6月 | 1日改訂 |
| 令和 | 3年 | 5月 | 6日改訂 |
| 令和 | 4年 | 4月 | 5日改訂 |
| 令和 | 5年 | 4月 | 1日改訂 |
| 令和 | 6年 | 4月 | 1日改訂 |
| 令和 | 7年 | 4月 | 1日改訂 |